

複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について

複数年にわたる（履行期間が1年を超える）委託契約では、契約期間中に賃金水準が変動するリスクがありますが、現行制度では入札参加者はそれを予見して応札することとされ、契約金額の変更を行っていません。

しかし、近年、最低賃金や物価指数の上昇は変動が大きく、特に人件費の割合が高い委託契約では、通常合理的とみなされる変動範囲を超えており、また、履行の質に影響が生じるおそれもあると考えられます。

このことから、すでに工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、複賃金等の変動が一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入するものです。

【参考】工事契約の「全体スライド条項」

全体スライド条項は、契約締結日から1年経過後の未履行分について、最新の労務単価等で計算し直し、当初契約額からの変動額が合理的な範囲を超えた場合、契約当事者からの請求により、その金額を変更するものであり、合理的な範囲（請求者負担分）は、昭和56年に中央建設業審議会が、最低限度の利益の確保等を考慮し「未履行分の契約金額の1.5%」と定め、1.5%を超えた金額を変更しています。

この「全体スライド条項」は、国や地方公共団体が発注する工事契約において、広く採用されています。

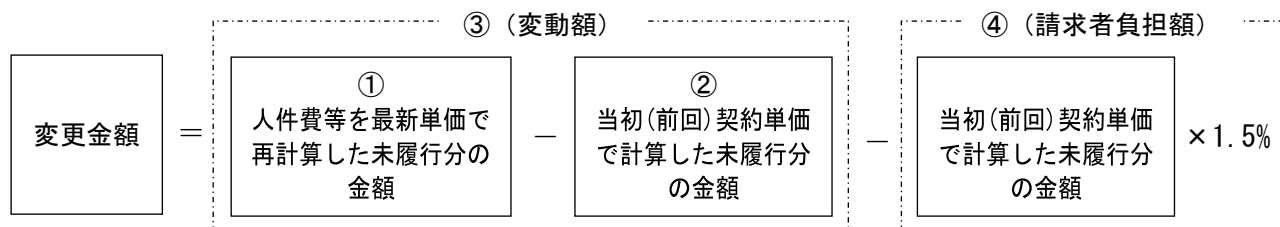
1 適用対象契約

複数年にわたる委託契約で、次の契約を対象とします。

- (1) 浜田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年浜田市条例第71号）第3号に該当する契約
 - (3) 施設の清掃、保守点検その他維持管理に関する契約
- (2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約
- (3) (1)及び(2)以外の業務の契約で、(1)の業務と類似又は同種の業務として認める委託契約

※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準、物価指数及び変更金額算出方法を明示します。

2 契約金額の変更の考え方



契約締結から1年経過後に、①人件費・物品費等、すべての経費を最新の労務単価等に置き換え再計算した未履行分の金額から、②当初契約単価で計算した未履行分の金額を差し引き、③変動額を算出します。この③変動額から④当初契約単価で計算した未履行分の金額に1.5%を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。

なお、労務単価等を使用しない場合は、最低賃金や消費者物価指数の変動率を反映させ、再計算します。

※金額積算の計算例

- (1) 直接人件費×最低賃金変動率
- (2) 物品費×物価水準変動率
- (3) 業務管理費（直接人件費＋物件費）×業務管理比率
- (4) 一般管理費（直接人件費＋物件費＋業務管理費）×一般管理費率